

中野区地域スポーツクラブ 設立基本計画

中野区

平成 21 年 12 月

目次

第1章 中野区における地域スポーツクラブ	1
1 地域スポーツクラブの設置	1
2 クラブの役割	2
3 クラブの事業展開	3
4 組織及び運営	5
5 一般社団法人としてのクラブの設立	7
6 会員	11
7 拠点施設の利用時間	12
8 拠点施設におけるプログラム	13
9 地域における自主事業	13
10 学校運動部活動の支援	14
11 スポーツの指導力・競技力の向上	15
12 広報・周知	16
第2章 仲町小学校跡施設における地域スポーツクラブ	18
1 利用時間	18
2 施設使用料等	19
3 クラブ設立に向けた参加のしくみづくり	19
4 実施可能種目の選定	20
仲町小学校跡施設 平面図	22

第1章 中野区における地域スポーツクラブ

1 地域スポーツクラブの設置

スポーツは、人間が本来持っている身体的・精神的な欲求に応えるとともに、生活習慣病の予防など、心身両面にわたる健康の保持増進に資するものであり、健康で豊かな生活を送るうえで適度なスポーツや運動は欠かせないものである。

高齢化の進む中、充実した老後を送るうえで、健康づくり・体力づくりは大切な課題であるが、そのための施設や機会は十分とはいえない。

また、人々の精神的な緊張やストレスが増す反面、普段の生活において身体を動かす機会は減少し、体力の低下を招いている。

更に、子どもたちの体力低下が問題とされる中、少子化や顧問教員の不足による学校運動部活動の継続が困難となっており、その支援のためのしくみづくりが求められている。

その反面、競技スポーツの世界では、技術の向上、よりハイレベルな大会等への出場をめざす人も多く存在し、スポーツのすそ野は大きく広がっている。

こうした状況の中で、人々がスポーツをとおして自己実現を図り、健康を保持し、いきいきとした生活が送れるように支援していくことが必要となっている。

国においては、こうした時代の要請に応えるものとして、平成18（2006）年に改定された「スポーツ振興基本計画」において、国民のスポーツ実施率の向上を目的として育成するという「総合型地域スポーツクラブ」の考え方を示している。

中野区（以下「区」という）でも「新しい中野をつくる10か年計画」において「地域スポーツクラブ（以下「クラブ」という）の設立・支援」を掲げており、教育委員会として区におけるそのあり方を昨年3月に「中野区の地域スポーツクラブ構想」（以下「構想」という）としてとりまとめ、設置の考え方、運営、組織、想定される事業内容を明らかにしたところである。

本計画は、この構想に基づき、区民・関係者等からの意見も参考にしながら、クラブ組織の設立及び開設を予定している第1番目の拠点施設である仲町小学校跡施設におけるクラブの円滑な運営をめざして、設立に関する方針、内容等の基本的な考え方をとりまとめたものである。

2 クラブの役割

(1) 構想に掲げられたクラブの役割は以下の3点である。

① 区民の健康づくり・体力づくり

クラブでは、区民の健康づくり・体力づくりを実現できる環境を整備する。

拠点施設を設けるほか、様々な施設等を活用して地域全体で区民の健康づくりを進めていく。

また、子どもから高齢者までを対象とし、軽い運動から大勢で楽しむためのスポーツまで幅広い種目を用意するとともに、障害者が参加できる事業も実施する。

設立当初は数種目程度でスタートし、スポーツ指導・教室・大会等の事業を実施する。利用者や地域住民の要望等を取り入れながら活動の領域を広げ、地域の特性を生かした特色あるクラブづくりを進める。

② 学校運動部活動の支援

生徒数の減少や指導員不足といった学校運動部活動の問題を解消できる環境を整えるため、学校とクラブの連携を行う。

学校の要請に基づき、指導者を派遣することで、運動部活動のレベルアップや充実を図ると同時に、学校ごとに特色のある活動ができるようにしていく。また、学校の運動部活動そのものがクラブへ参加できるしくみをつくることで、少人数の部活動を活性化する。

③ スポーツの指導力・競技力の向上

スポーツレベルの向上とアスリート育成のために、様々なスポーツ組織と連携し、競技力の向上を図る。また、スポーツの指導に熱意や能力を持つ人を対象として指導者養成のための講習会等も実施していく。

(2) 上記の点を実現するため、実施にあたっては、体育指導委員会、体育協会との連携やクラブ会員との新たな協働の関係を築いていく。

3 クラブの事業展開

(1) 拠点施設における事業

クラブは区内4か所の拠点施設を核に、区内全域を視野に事業展開していく。

クラブは、再編後学校跡施設等を区が整備し、クラブに提供する。第1番目の拠点施設は仲町小学校跡施設、第2番目は中野富士見中学校跡施設、第3番目は沼袋小学校跡施設、第4番目は鷺宮圏域に設置を予定している。

拠点施設には、体育館・屋外運動広場・トレーニングルーム等を配置し、スポーツ活動の場と機会を提供する。

(2) 地域における事業

クラブは保健福祉センターの圏域ごとに設けられた4つの拠点施設において事業展開をしていく。児童館（U18プラザ）や高齢者会館等において、健康づくり・体力づくりの事業を行うとともに、育成団体や高齢者団体への活動支援を行っていくことにより、地域全体のスポーツ活動を推進していく。

(3) （仮称）すこやか福祉センターとの協働

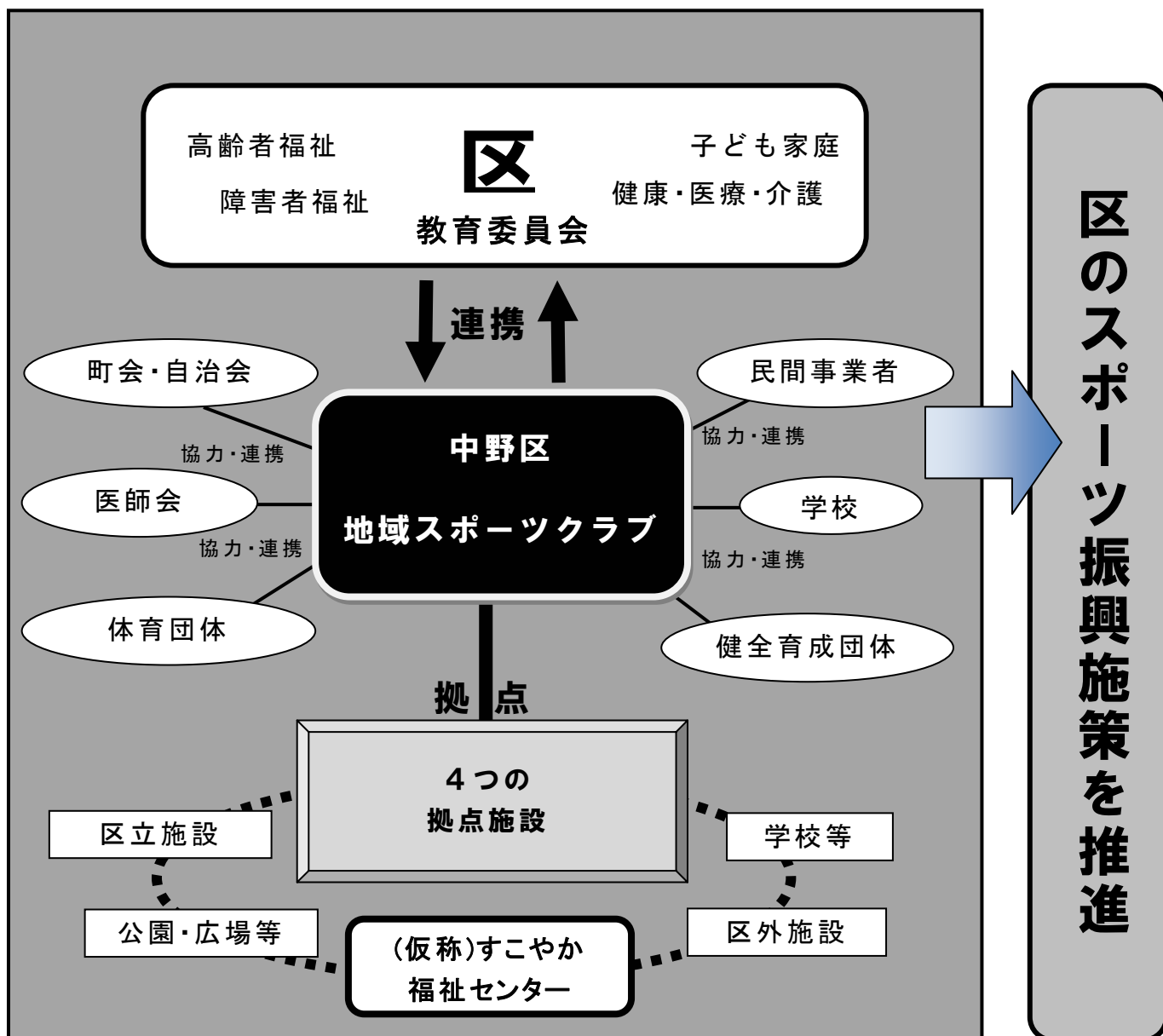
仲町小学校跡施設、中野富士見中学校跡施設、沼袋小学校跡施設の拠点施設は、（仮称）すこやか福祉センターとの併設施設として設置する予定である。（仮称）すこやか福祉センターは、子ども、母親、高齢者等の健康づくりや交流、活動支援、子育て支援を目的としている。様々な年代層に対し、健康づくりの観点からクラブの利用を促し、親子交流の視点からスポーツを通じた活動による交流の機会を提供するなど、多様な連携・協働のできる可能性がある。

このような施設の機能・特性を最大限に生かし、魅力ある施設づくりを進め、地域全体の区民・団体等を対象とした事業展開をめざして準備を進めていく。

(4) 医療・保健分野との連携

高齢者の介護リスクを最も頻繁に発見できる場である医療機関とも連携し、転倒予防教室、筋力アップ教室などの介護予防事業を実施していく。また、メタボリックシンドローム予防として運動メニューの開発、普及啓発、スポーツ指導を行うなど、医療・保健の分野とも協働して事業を展開する。

だれもが いつでも どこでも いつまでも
健康で運動・スポーツができるまち「中野」



クラブのめざす姿

- ・ 区民のスポーツ実施率が向上し、健康で体力の維持向上が図られている
- ・ クラブの自助努力により収益力が強化され、自立した運営を行っている
- ・ 区と連携し、区の推進するスポーツ振興施策を積極的に展開している
- ・ クラブは、会員や地域団体等と連携し、様々な拠点で事業を行っている

4 組織及び運営

(1) 運営法人の設立

地域全体で区民主体のクラブを運営していくためには、区民や区内の関係団体が、このクラブに参加できるしくみが不可欠である。

クラブの運営にあたっては、施設管理、事業・収支計画の作成、広報活動、会計処理、日常的な利用者への対応等、様々な業務を行う組織が必要であり、この組織には安定性や継続性、機動性が求められる。また、将来は、管理・運営だけでなく区全域のスポーツ振興に関わることのできるような組織体に成長することが望まれる。このため、区が区民・団体に呼びかけ、区も参画して法人格をもつ組織を設立することとする。

(2) 安定性・自立性を確立した運営

クラブの収入は、「自己収益」と「区の支援」から構成され、これらを財源に拠点施設の管理や事業運営等を行う。自己収益の内訳は、会費、教室等事業参加費、寄付金等である。

クラブ設立後は、会員数の増加により安定した収入を得ていく努力をするとともに、学校運動部活動支援の委託事業のほか、自らの事業拡大によって収入を確保する手段を講じ、自立した経営をめざすものとする。

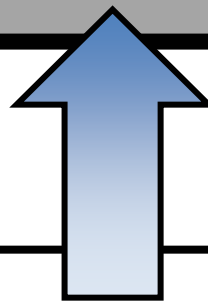
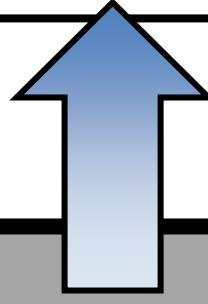
なお、広告や自動販売機の収入、物品レンタル、クラブグッズの作成・販売、イベント実施など様々な収益機能を高める工夫を行う。

クラブの収入と支出

収入

- ・ 会費
- ・ 施設使用料
- ・ 教室等事業参加費
- ・ 収益事業収入
- ・ 寄付金
- ・ 区事業委託
(学校運動部活動支援・
アスリート養成等)
- ・ 区補助金等
- ・ その他(広告収入等)

地域スポーツクラブ



支出

- ・ クラブ管理運営委託料
(受付・指導業務
各種事業業務
施設維持管理業務等)
- ・ スポーツ指導・講習会
講師謝礼・委託料
- ・ 備品購入(リース)料
- ・ 事業経費等
- ・ その他

5 一般社団法人としてのクラブの設立

- (1) クラブを運営する法人の形態は、①株式会社等の営利法人②NPO法人③公益財団法人④公益社団法人⑤一般財団法人⑥一般社団法人などが考えられる。
- (2) 各法人形態について比較検討を行った結果、以下の理由により、一般社団法人を設立してこれに運営を委ねる方法が、区の考えるクラブの目的・性格から最も適切と考えられる。〈8～9ページ「参考」参照〉
 - ① 最低2名の社員で設立が可能であり、地方公共団体を含む法人でも社員になることができる。
 - ② 利益を社員に分配しなければ営利活動を行える。
 - ③ 定款で議決権の割合を決めることができる。
 - ④ 設立時役員は理事1名でよい。
 - ⑤ 設立時には基金等の財産が不要である。
 - ⑥ 出資金が不要である。
 - ⑦ 設立後、社員が1人になっても解散しない。
- (3) クラブの組織と参加のしくみ
 - ① 法人の構成
区及び体育団体・区民団体等から選出された社員（個人または法人）、理事、監事で構成する。
 - ② 理事
理事は区及び区民団体等から選出された者とし、すべての理事で組織された理事会を設置する。
 - ③ 監事
理事の職務の執行を監査するために監事を置く。
 - ④ 事務局
クラブの運営・施設管理等を行うため事務局を設ける。
 - ⑤ 指導者の配置
拠点施設では、常駐する指導者によるスポーツ指導、運動プログラムの提供、トレーニングマシン指導等を行い、必要に応じて運動カウンセリング、簡易な体力測定を実施して、会員の体の状態に合わせた事業を展開する。
 - ⑥ 会員の意思の反映
クラブ発足後は、運営に関して会員の意見を聴く場として拠点施設ごとに協議組織を設置し、会員の総意をクラブに反映するしくみを整備する。

〈参考〉

一般社団法人・一般財団法人・NPO法人・株式会社の比較

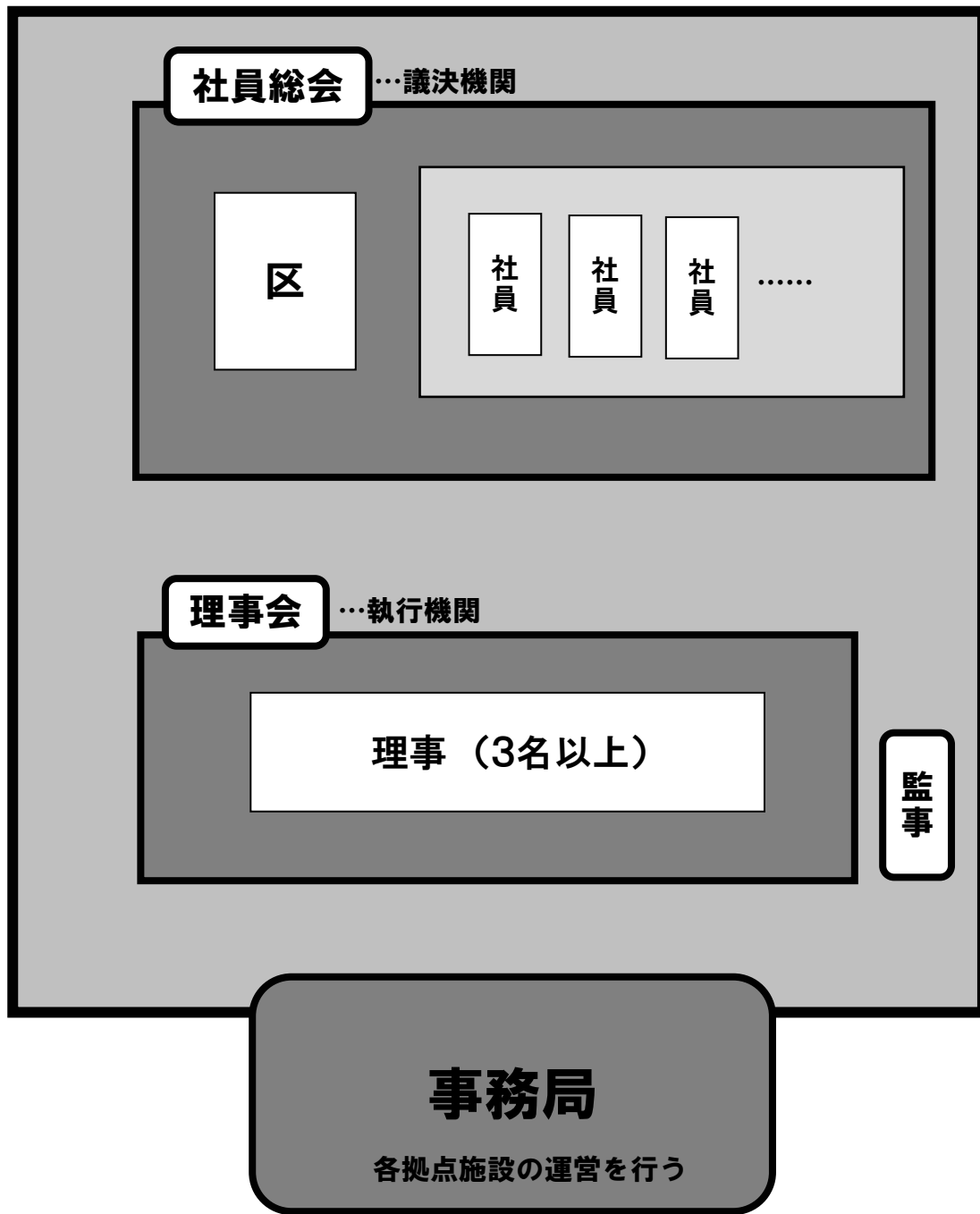
	一般社団法人	一般財団法人	NPO法人	株式会社
設立にかかる期間	書類作成に1～2週間 登記手続に約1週間 合計2～3週間		書類作成に3～4週間 所轄庁の審査で約4か月 登記手続に約1週間 合計約5か月	書類作成、登記等に約1か月
設立手続き	登記のみ		所轄庁の認証及び登記	登記のみ
書類作成の難易度	低い		高い「設立趣旨書」「事業計画書」「収支予算書」が必要	低い
設立に必要な構成員 (正会員等)の人数	2人以上	1人でも可	10人以上	株主として1人以上
構成員(正会員等) の入会制限	定款に定めれば入会資格を限ることが可能		総会で議決権を持つ者(社員・正会員)の入会制限を行うことはほぼ不可能	社員権の制限する事を内容とすることも可能であるが、その場合でも、その株主は種類株主総会では議決権を行使する事が出来ると解されている。
構成員(正会員等) の議決権	定款で定めれば割合の変更が可能	「設立者」というだけでは議決権は与えられない	1人1票	1株または1単元株ごとに1票を有し、通常は多数決によって議事を決する。ただし、会社法が定める一定の事項については特別多数による決定または特殊決議が要求される。
設立に必要な役員等の人数	理事1名だけでも設立可	理事3名以上 監事1名以上 評議員3名以上 合計7名必要	理事3名以上 監事1名以上 合計4名必要	取締役が1人以上 監査役は任意
評議員	不要	3人以上	不要	不要
設立に必要な財産 (基金)の額	0円でも設立可	300万円以上	0円でも設立可	1円以上

一般社団法人・一般財団法人・NPO法人・株式会社の比較

	一般社団法人	一般財団法人	NPO法人	株式会社
設立手続に必要な経費	約15万円必要 (定款認証手数料、定款添付印紙代、登記時の印紙代)	0円		約24万円必要 (登録免許税・定款認証手数料・印紙代など)※電子定款の場合、印紙代は不要
活動内容	特に制限なし	公益の増進に寄与する活動に限られる		私益
税の免除	非営利型法人の場合、収益事業から生ずる所得のみ課税。収益がなければ非課税	税法で定められた収益事業を行っていないければ免税		全ての所得に対して課税
法人格取り消し	無し	認証取消しで解散		無し
報告義務	無し	所轄庁へ毎年事業報告		無し
特色	議決権を持つ正会員の人数を制限できる。活動内容に制限がないので、積極的な収益事業をすることもできる。	財産による集合体で、基本財産の運用益を財源として運営。将来的には公益財団法人として活動していきたい場合に設立することが多い。設立時に寄付した人が財産の返還を求めるとはできない。	所轄庁の監督と情報公開義務がある。公益の増進に寄与する活動に限られるため、収益事業は認められない。	決算についての公告などの情報公開を行う。株主・役員などに利益を配分することができ、財産分与の処分は保有株式数に応じて株主に分配。取締役の任期も決められており、経営を続けるには、任期ごとに株主総会で再任される必要がある。第1種中高層住居専用地域等において学校跡施設の体育館等を活用する場合に特例許可が必要となるが、株式会社では特例許可がおりない可能性がきわめて高い。

地域スポーツクラブの組織概念図 一般社団法人

組織



参画

- ・会員代表
- ・体育団体
- ・区民団体 等

6 会員

クラブは会員制とする。クラブの拠点施設を利用し、または事業に参加するには、クラブの趣旨に賛同して会費を支払い、会員として登録することが必要である。

(1) 会員資格

区内在住・在勤・在学であること。

(2) 会員区分

個人会員、家族会員、団体会員、法人会員、当日会員等の区分を設ける。

(3) 利用者の安全管理

スポーツ活動中等に発生した怪我、事故等については、クラブで加入する保険の範囲内において対応する。

(4) 個人情報の保護

クラブは、個人情報の保護に最大限配慮した運営を行う。

(5) 会員資格の喪失

会員は、次の事項に該当する場合は会員の資格を失う。

- ① クラブの目的、規約に違反したとき。
- ② クラブの名誉を傷つけたときや秩序を乱したとき。
- ③ 会費を納入しないとき。

(6) 会費と使用料

- ① クラブの共益的費用を賄うための会費は、別途定める。
- ② 徴収経費を抑えるとともに手続きを簡略化するために、会費は半年払いまたは年払いとする。なお、気軽にクラブ会員となれるよう、入会費は取らない。
- ③ 会費や施設使用料については、適正な受益者負担に配慮しつつ、区の施設使用料との均衡を図りながら、適切な使用料を設定する。

(7) クラブに対する寄付等

クラブの趣旨に賛同する企業や個人から寄付等を受けることのできる制度を設ける。

7 拠点施設の利用時間

(1) 利用時間

利用時間は、拠点施設ごとに、午前7時から午後10時までの間で設定する。

(2) 休館日

休館日については別に定める。

(3) 閉館時間

施設管理者は、館内見回り・施錠、機械警備をセットし、利用時間の終了までに施設から退去する。

8 拠点施設におけるプログラム

区民の健康づくり・体力づくりにつながる事業を、下記のとおり実施する。

(1) 自由参加のチームスポーツの実施

曜日により種目を定め、指導者を配置して随時参加が可能なチームスポーツの機会を提供する。参加者の中から希望に応じ、クラブ独自の競技チームの結成も支援する。

(2) 教室・大会等の実施

施設ごとに約2時間程度の枠を設け、教室・大会等を実施する。

(3) 施設の貸し出し

スポーツ指導や教室等を実施した後は会員同士のグループ化を図り、施設を貸し出して自主的にスポーツが楽しめる環境を整える。

(4) 多彩なプログラム

マタニティヨガ、転倒予防体操、幼児チアダンス、メタボリックシンドローム予防改善教室など、幼児から高齢者までを対象とした多彩なプログラムを実施する。

(5) トレーニングルーム

トレーニングマシン指導や運動プログラムの提供を行い、必要に応じて運動カウンセリング、簡易な体力測定を実施して体の状態に合わせた運動指導を展開する。また、ストレッチエリアにおいて、常駐の指導者による短時間の運動プログラムを導入し、ストレッチ体操や簡単な筋力トレーニングの指導を行う。なお、トレーニングルームには、高齢者・障害者が利用できるトレーニングマシンも設置する。

(6) その他のプログラム

(仮称) すこやか福祉センターなどの施設と連携して、親子ビクスなどの事業を実施し、区民の健康づくりに資することとする。

※親子ビクス…プロのインストラクター指導のもと、元気な音楽に合わせ、親子一緒に楽しむエアロビクス

9 地域における自主事業

クラブ運営の中で培ったノウハウや所属職員の活用により、拠点施設を中心として、高齢者会館、学校、(仮称) 区民活動センターなどの地域における各施設で様々な自主事業を展開する。

また、クラブのPRを行い、周知を図るとともに、新たな会員の獲得に努力していく。

10 学校運動部活動の支援

(1) 学校運動部活動の現状と課題

少子化に伴って区立中学校の生徒数は減少しているが、学校運動部活動の数はほとんど変化がないため、平均部員数は年々少なくなっている。部員が5人以下の運動部も増加傾向が見られる。今後は人数不足により試合ができなかったり、競技を直接指導できる顧問教員が不足するなどの弊害も増加するものと思われる。

一方で、生徒の部活動への参加率は高く、学校の取り組み姿勢や、生徒の関心の高さがうかがえる。このような状況の中、学校現場では外部指導員の人材確保に苦勞しながら部活動に対応している現状がある。

また、体育館や校庭などの限られたスペースを利用して複数の運動部活動を重複実施せざるを得ない中で、時間と場所が制約されているため、快適な運動環境を整備することが急務となっている。

(2) クラブの役割

学校の放課後にあたる時間帯に、学校運動部活動の優先支援枠を設け、スポーツ指導者を配置する。この支援枠に複数校が来ることができれば合同部活動の実施も可能となる。また、この時間帯に小中学生を対象としたスポーツ指導の時間帯を設け、子どもたちがスポーツに親しむきっかけづくりを行う。

設備面では、体育館の舞台を撤去することで広い空間を確保する。屋外運動広場には防球ネットを張り、安全性を高めるなど、様々なスポーツに対応できるような環境を提供する。

更に学校へのスポーツ指導者の派遣を行うことで安定性・継続性を持った部活動を可能とするとともに、顧問教員の不足に対応していく。

11 スポーツの指導力・競技力の向上

クラブでは、スポーツの指導力・競技力の向上をめざすために様々なスポーツ組織と連携して、以下のような事業を実施していく。

(1) 指導者養成

区内指導者の資質向上を図り競技力強化を効率的・効果的に推進するための指導者養成講習会を実施する。

(2) 専属選手・チームの育成

クラブで行う自由参加のチームスポーツ事業や学校運動部活動の支援等を通して希望者を募り、クラブ専属選手の育成や専属チームの結成等を行う。これらの選手・チームについて、クラブの名で対外試合に出場する機会を設けることなどにより、レベルの高いアスリートやチームの育成をめざす。

(3) 一流選手との交流

子どもにとって、一流選手と出会うことは、その後の競技力を左右する重要なポイントとなる。そこで、トッププロとして活躍する選手・OBやオリンピック選手育成監督による指導・デモンストレーションの事業を実施する。

(4) トレーニング・相談支援

スポーツ選手に対してトレーナーによる筋力アップのプログラム作成をするなどの支援を行う。また、専門的な相談員による相談が受けられる環境を整備することで、競技者のメンタル面のサポートを行う。

(5) 地域の体育団体との連携

クラブで育った優秀な人材を、体育協会へ推薦するなど、地域の体育団体との連携を行い、活性化をはかる。

12 広報・周知

(1) チラシ・リーフレット・ポスター

施設内容、サービス案内、入会や利用方法等について、読みやすく、理解しやすいチラシ・リーフレット・ポスター等を作成する。チラシは学校、図書館等の区内施設に配布するほか、新聞折り込みや各戸配布等の手段を検討する。

(2) 機関紙の発行

スケジュール、活動報告等の会員への情報提供を盛り込んだ機関紙を発行する。

(3) ホームページ

ホームページの開設により、クラブ紹介、プログラム内容、イベント情報、スポーツ指導者やボランティアスタッフの募集、教室等事業の申し込み、問い合わせ情報等を発信する。また、支援者名やメッセージ等の掲載、バナー広告等により得た収益を運営費の一部に充当する。

(4) 既存の広報活用

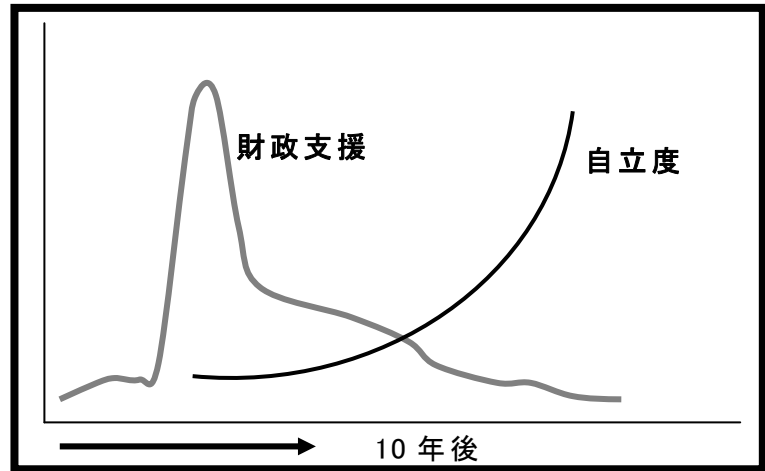
中野区生涯学習スポーツ情報紙「ないせす」、地元ケーブルテレビ、新聞、テレビ、ラジオ等のパブリシティを活用する。

(5) イベント

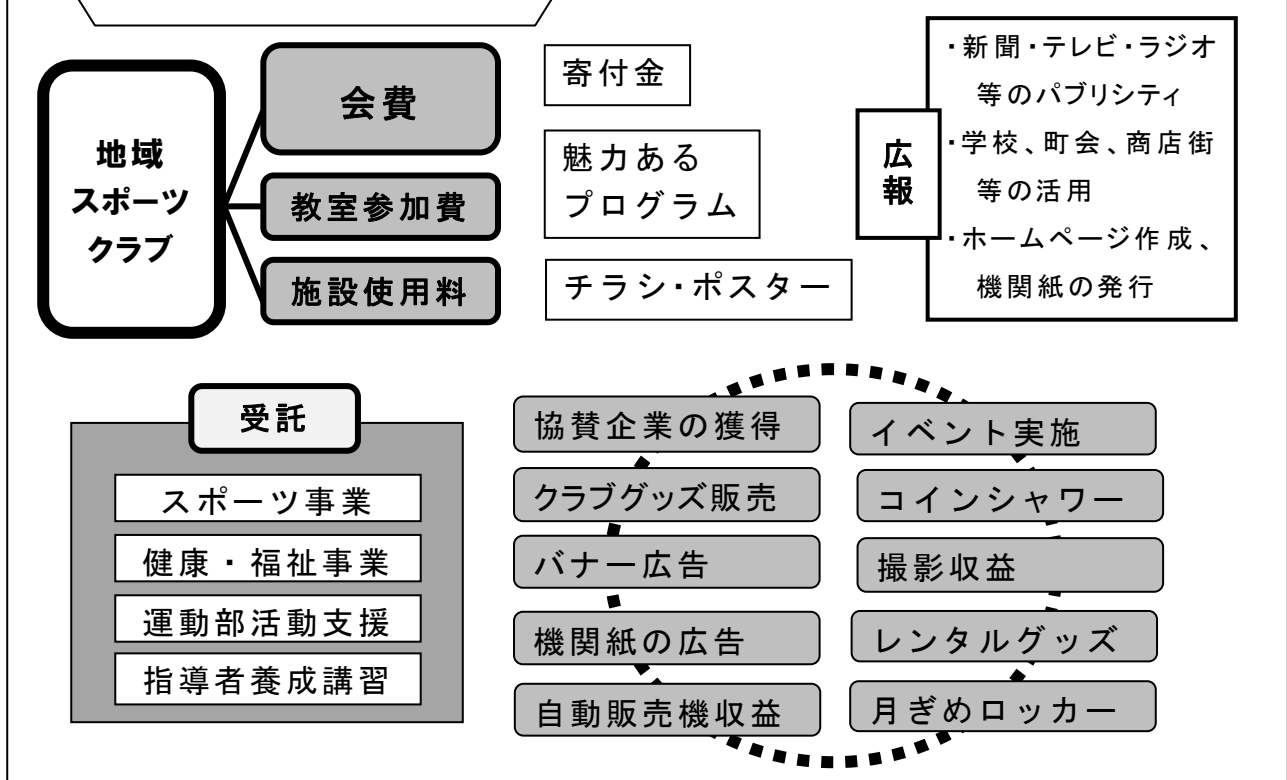
元スポーツ選手を招くなどして、PRイベント等を実施する。

■経営のできる地域スポーツクラブを実現

区は他自治体と同様に施設をクラブに無償貸与するほか、光熱水費・施設維持補修費等を負担する。ただし、10年を目途に区の財政支援から自立することをめざす。その実現のために、クラブは様々な収益事業へ取り組むものとする。



経営戦略のイメージ



- ・区は施設を無償貸与する
- ・クラブは、各種事業の受託、バナー広告の導入、寄付金協力依頼のほか、様々な戦略により自己収益の増加を図る
- ・子どものスポーツ環境整備、高齢者向け事業の実施などによりマーケットを開拓し、会員数の増加をめざす
- ・商品価値の高い魅力あるプログラムを実施し、会員の継続率を上げる

第2章 仲町小学校跡施設における地域スポーツクラブ

区内初のクラブの拠点施設となる仲町小学校跡施設では、構想に基づき施設を整備するとともに、併設の（仮称）すこやか福祉センター等との連携・協力を努める。

1 利用時間

クラブの利用時間は次のとおりとする。

	月曜日～土曜日	日曜日・祝日
トレーニングルーム	午前9時～午後9時	午前9時～午後6時
体育館	午前9時30分～午後9時	午前9時30分～午後6時
多目的ルーム	午前10時～午後9時	午前10時～午後6時
屋外運動広場	午前9時30分～午後9時	午前9時30分～午後4時30分

(1) 利用の終了時間

利用者は午後9時までにはスポーツ・運動の利用を終了し、午後9時30分までには施設から退去する。

(2) 閉館時間

施設管理者は、清掃、館内見回り・施錠、機械警備をセットし、午後10時には施設から退去する。

2 施設使用料等

- (1) 施設使用料
クラブの施設使用料は、別途定める。
- (2) 施設の貸し切り
施設使用料については、2時間～2時間30分の貸し切り料金とする。
- (3) 卓球・バドミントンの使用
体育館で会員が卓球・バドミントンを利用する場合、施設の貸し切りではなく、1台・1面ごとに貸し出すこととする。
- (4) 前払い制
施設使用料については前払い制とする。
- (5) 談話室の使用料
談話室は無料とする。
- (6) 夜間照明の使用料
夜間照明の使用料は別途算出する。

3 クラブ設立に向けた参加のしくみづくり

クラブ設立にあたっては、学校跡施設開設準備協議会や地域住民説明会での意見をうかがいながら進めていく。

また、地元町会、体育団体、学校、PTA等で構成された準備のための会議体を設立し、クラブ運営に関する情報提供を行うと同時に、意見を聴く場とする。

4 実施可能種目の選定

仲町小学校跡施設の体育館・屋外運動広場・多目的ルームで実施可能と思われる種目を下記のとおり列記する。なお、実施可能の判断にあたってはクラブ設立支援事業者が仲町小学校跡施設の現地調査を行い、施設面積等の諸事情を勘案して決定した。

クラブにおいて実施する種目については、準備のための会議体を立ち上げ、ここに掲げた種目を参考にしながら、意見を聴取したうえで選定する。

実施可能種目案【場所：体育館（有効面積：27m×17m）】

No.	種目	備考	コートサイズ
1	バスケットボール		24m×13m
2	バレーボール	6人制及び9人制	6人制 18m×9m 9人制 21m×10.5m
3	バドミントン	2面～3面	13.4m×6.1m
4	ファミリーバドミントン	バドミントンダブルス用コート	13.4m×6.1m
5	フットサル	体育館では正式サイズのラインは取れない。屋外運動広場でも可。	正式サイズは38～42m×18～22m
6	卓球	計8台セット	卓球台 2.7m×1.5m
7	パドルテニス		15.24m×6.1m
8	バウンドテニス		10m×3m
9	新体操		
10	体操		
11	ダンス		
武道種目(畳利用)			
12	柔道	50畳で対応(2面可能)	50畳(9.1m×9.1m)
13	合気道	50畳で対応(2面可能)	50畳(9.1m×9.1m)
14	躰道(たいどう)	50畳で対応(2面可能)	50畳(9.1m×9.1m)
武道種目(床利用)			
15	空手		
16	剣道		
17	太極拳		
18	なぎなた		
19	少林寺拳法		
20	気功		
21	スポーツチャンバラ		
22	テコンドー		

実施可能種目案【場所：屋外運動広場（砂入り人工芝・有効面積：40m×20m）】

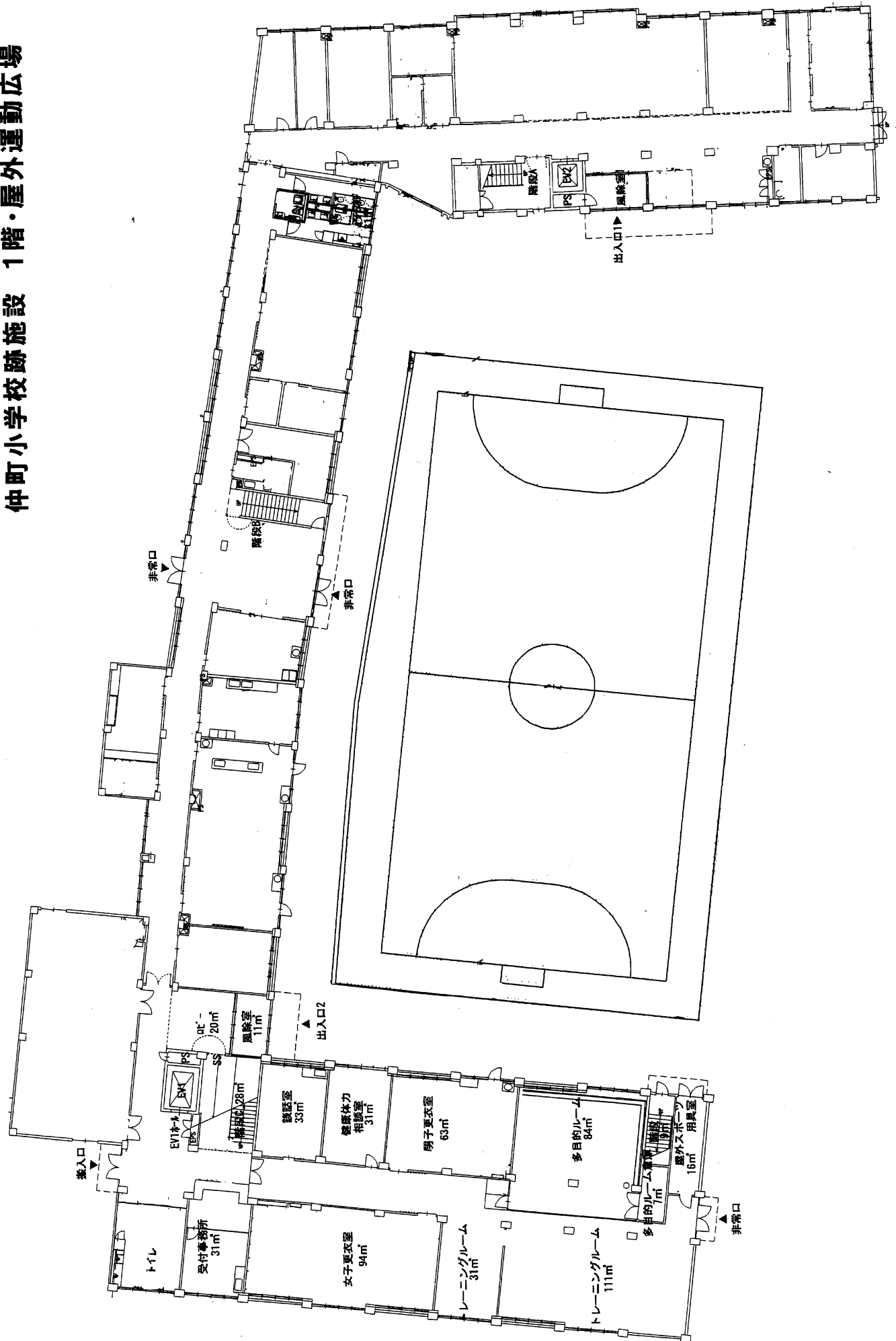
No.	種目	備考	コートサイズ
1	フットサル	正式なコートサイズ	40m×20m
2	少年サッカー（練習）	練習用サイズ	正式サイズは、66～85m×45～55m
3	テニス（硬式・ソフト）	正式なコートサイズ	23.77m×10.97m
4	ゲートボール	正式なコートサイズ	20～25m×15～20m
5	ラクロス	正式コートサイズでは不可	正式サイズは、横110m×縦60m
6	ソフトラクロス	正式なコートサイズ	最大30m×16m
7	ホッケー	正式コートサイズでは不可	正式サイズは、91.4m×55m
8	ハンドボール	正式なコートサイズ	40m×20m
9	フラッグフットボール	正式なコートサイズ	20m×15m
10	グラウンドゴルフ	認定コースは、不可	正式サイズは、15～50mの8コースを設定

実施可能種目案【場所：多目的ルーム（有効面積：9m×9m）】

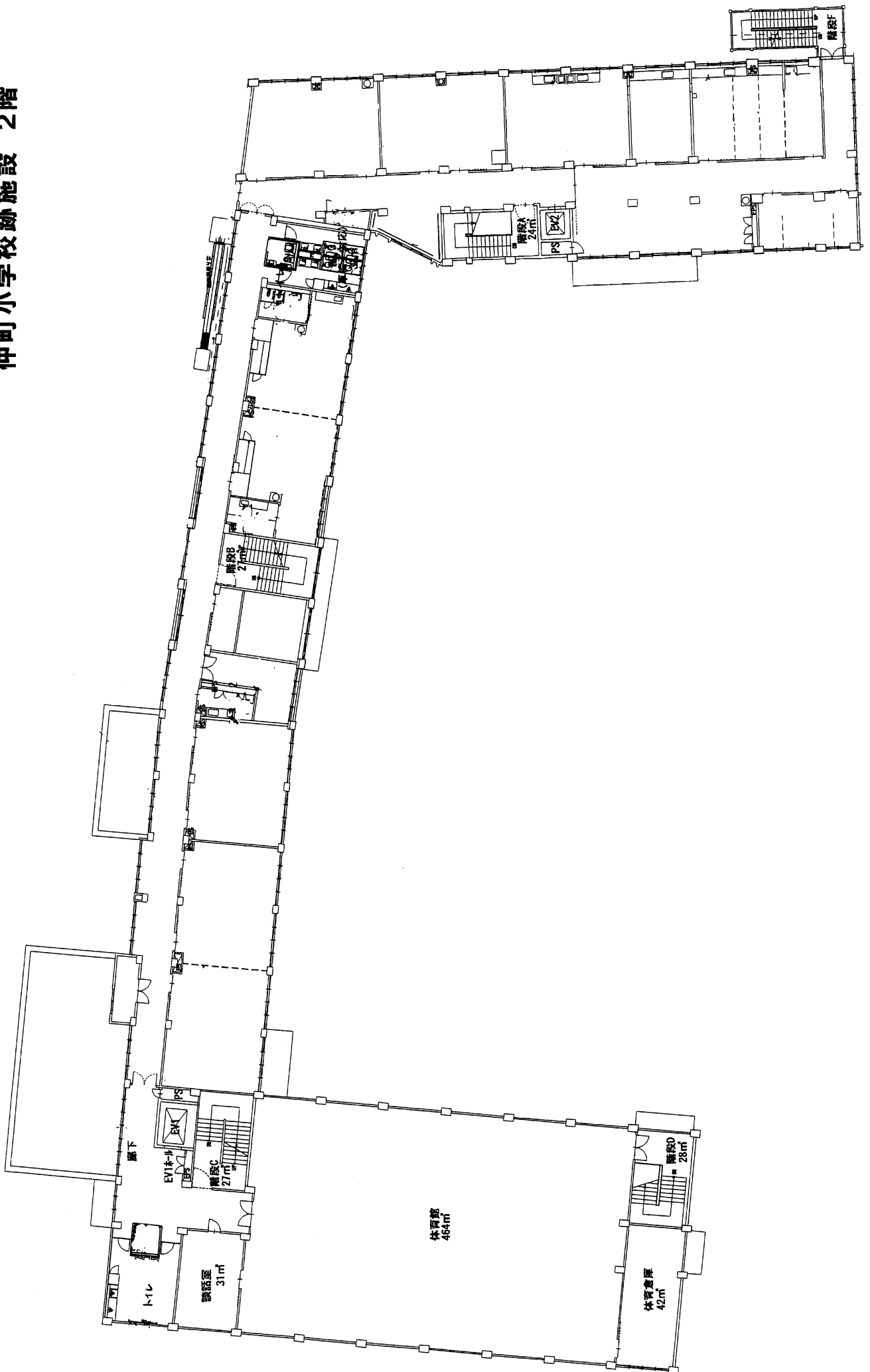
No.	種目	対象	備考
1	エアロビクス	成人対象	
2	ストレッチ	成人対象	
3	ヨガ	成人対象	
4	ピラティス	成人対象	
5	ヒップホップ	幼児～成人まで対象	
6	フラダンス	成人対象	
7	社交ダンス	成人対象	
8	高齢者向け体操	高齢者対象	簡単なストレッチ体操からリズム体操までを取り入れた体操教室を実施
9	転倒予防体操	60歳以上対象	転倒予防を目的とした体操教室を実施
10	貯筋体操	成人対象	筋力アップを目的として、ダンベル・チューブを用いての体操教室を実施
11	チアダンス	幼児・小学生向け	
12	空手	幼児・小学生向け	
13	バレエ	幼児・小学生向け	

なお、1施設内で2種目以上が同時に活動することは想定していない。

仲町小学校跡施設 1階・屋外運動広場



仲町小学校跡施設 2階



仲町小学校跡施設 1階西棟平面図

備蓄倉庫

